

## 第四章 指定児童短期入所

### 第一節 基本方針

#### (基本方針)

第六十四条 指定居宅支援に該当する児童短期入所（以下「指定短期入所」という。）の事業は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて必要な保護を適切に行うものでなければならない。

### 第二節 人員に関する基準

#### (従業者の員数)

第六十五条 法第四条の二第四項に規定する施設が当該施設と一体的に運営を行う事業所（以下「併設事業所」という。）を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、当該併設事業所の利用者を当該施設の入所者とみなしたときに必要とされる数以上とする。

2 法第六条の二第四項に規定する施設であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行うもの）に置くべき従業者の員数は、これらの従業者について利用者を当該施設の入所者とみなした場合において必要とされる数以上とする。

#### (管理者)

第六十六条 指定短期入所の事業を行う者（以下「指定短期入所事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所事業所」という。）ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

### 第三節 設備に関する基準

#### (設備及び備品等)

第六十七条 指定短期入所事業所は、併設事業所であるか、又は法第六条の二第四項に規定する施設の居室であってその全部若しくは一部が入所者に利用されていない居室を用いるものでなければならない。ただし、宿泊を伴わない指定短期入所のみを提供する指定短期入所事業所にあっては、居室を用いずに当該指定短期入所を提供するこ

とができる。

- 2 併設事業所にあっては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。
- 3 第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。

#### 第四節 運営に関する基準

##### （指定短期入所の開始及び終了）

第六十八条 指定短期入所事業者は、保護者の疾病その他の理由により家庭において介護を受けることが一時的に困難となった障害児を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、指定居宅支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めなければならない。

##### （入退所の記録の記載等）

第六十九条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下この章において「居宅受給者証記載事項」という。）を、当該者の居宅受給者証に記載しなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により障害児の指定短期入所に係る支給量に達した場合は、居宅支給決定保護者に係る居宅受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

##### （利用者負担額等の受領）

第七十条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際には、障害児又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

- 2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には、

前項に掲げる利用者負担額のほか、居宅支給決定保護者から法第二十一の十第二項に規定する額の支払を受けるものとする。

- 3 指定短期入所事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、食材料費、日用品費、その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その居宅支給決定保護者に負担させることが適當と認められるものの支払を居宅支給決定保護者から受けることができる。
- 4 指定短期入所事業者は、前三項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を居宅支給決定保護者に対し交付しなければならない。
- 5 指定短期入所事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、居宅支給決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

#### (指定短期入所の取扱方針)

第七十一条 指定短期入所は、障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

- 2 短期入所従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、障害児又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (サービスの提供)

第七十二条 指定短期入所の提供に当たっては、障害児の心身の状況に応じ、利用者の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

- 2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、障害児を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定短期入所事業者は、その障害児に対して、居宅支給決定保護者の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 利用者の食事は、栄養並びに障害児の身体の状況及び嗜好を考慮したものとともに、適切な時間に行わなければならない。

#### (健康管理)

第七十三条 指定短期入所事業者は、常に障害児の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとらなければならない。

#### (相談及び援助)

第七十四条 指定短期入所事業者は、常に障害児の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

#### (障害児の家族との連携)

第七十五条 指定短期入所事業者は、常に障害児の家族との連携を図るよう努めなければならない。

#### (緊急時等の対応)

第七十六条 指定短期入所の従業者等は、現に指定短期入所の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにあらかじめ指定短期入所事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (運営規程)

第七十七条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。(ただし、第六十五条第二項の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。)

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容及び居宅支給決定保護者から受領する費用の額
- 五 通常の送迎の実施地域
- 六 サービス利用に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

### (定員の遵守)

第七十八条 指定短期入所事業者は、次に掲げる障害児の数以上の障害児に対して同時に指定短期入所を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

- 一 併設事業所にあっては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数
- 二 第六十五条第二項の適用を受ける施設である指定短期入所事業所にあっては、当該施設の入所定員及び居室の定員を超えることとなる障害児の数

### (地域等との連携)

第七十九条 指定短期入所の事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

### (準用)

第八十条 第八条、第十条から第十六条まで、第十八条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十三条から第三十九条まで、第五十三条、第五十五条、第五十七条及び第五十八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。